

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を対象に実施する風しん抗体検査及び予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの定期的予防接種の実施に向けた手引き(案)

はじめに 風しんの追加的対策について

風しんの追加的対策の趣旨及び内容

風しんの追加的対策の目標

風しんの追加的対策の見直し

第 1 章. 風しんの抗体検査について

概要

1-1 対象者

1-2 実施内容

第 2 章. 予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの定期的予防接種

概要

2-1 対象者

2-2 実施方法

第 3 章. 実施体制の整備

概要

3-1 契約の締結方法について

3-2 契約主体について

3-3 契約内容について

第 4 章. 具体的な運用の流れについて

概要

4-1 風しんの抗体検査で使用する受診票について

4-2 風しんの定期的予防接種の予診票について

4-3 風しんの抗体検査の機会(場)について

4-4 実施機関から対象者への結果の通知等について

4-5 定期的予防接種の実施について

4-6 請求・決済事務について

4-7 (参考) 対象者から見た実施方法(例)

第 5 章. 風しん抗体検査結果及び風しんの定期的予防接種の実施状況の把握

概要

5-1 データの取扱いについて

5-2 データの保管・活用

第 6 章. 代行機関

概要

6-1 代行機関とは

6-2 代行機関の機能

6-3 代行機関が満たすべき要件

第 7 章. 国への実績報告

概要

7-1 風しんの追加的対策の効果を検証するための実績報告の内容及び報告時期について

7-2 風しん抗体検査に係る特定感染症検査等事業における実績報告の内容及び時期について